

2005 (平成17) 年5月11日

(社) 日本ハンググライディング連盟
理事・監事各位

菊池 守男
中島 吉徳
城 涼一

審議提案書

5月12日理事会において以下の事項を審議し決定するよう提案致します。

提案事項

1. JHF は、JHF 共済会への資金の提供を直ちに中止する。
2. JHF は、JHF 共済会に対して JHF 若しくは類似の名称の使用及び JHF 事務所・施設の使用を今後は認めない
3. JHF は、JHF 共済会に対して有する貸付金の返還及び JHF が共済会関係者により被った損害の賠償を、JHF 共済会関係者に対して口頭で請求する。
4. JHF は、重任理事・監事に対して、運営基金積立金の超過取崩し相当部分の補填を口頭で請求する。
5. JHF 共済会関係者たる JHF 理事に対して、いわゆる三役としないことを要望する。朝日氏は会長を、下村氏は常任理事を、それぞれ辞任するよう要望する。
6. 上記3. 4. 並びに5. が拒否された場合には、
 - (1) 民事訴訟を含む法的な手段・措置の検討、準備を開始する。
但し、5. の要望がかなえられた場合には、訴えの提起をするか否かについての最終判断を総会の決議に委ねる。
 - (2) 文部科学省に「不整の虞」ありとしてすべての事実を報告する。
7. 上記項目が是認されることを前提としてのみ今年度の補正予算を承認する。
8. 上記1. ～6. に反対の意思を表明する新任理事に関しては、JHF 共済会関係者及び重任理事・監事と同じ責任を負う者とみなして対処する。

提案趣旨

今年度の JHF の財務状態は、既にいわゆる「自転車操業」の様相を呈しています。その原因は、大雑把に言えば対馬監事が去る 4 月 20 日理事会の会議中に指摘した通り、第三者賠償保険料を含むフライヤーからの預金（『運営基金積立金』）を取り崩す状態になっているにもかかわらず、これに気付かず前理事会が予算書通りに漫然と予算を執行したことにあります。結果として、今年度以降に使用すべき『積立金』約 2000 万円以上を使用できないばかりか、この『積立金』を積み立て直すのには少なくとも数年を要すること、さらには、その積み立て直す会員を一部流用しなければ連盟の運営が立ち行かない事実が、早くも判明しています。以上の不適切な財務運営による主たる支出が、JHF 共済会（若しくは共済事業）に対する資金提供であり、一理事への貸金支払です。

確かに、事業というものは実施時の創意と予測に基づいてある程度の危険を冒して始めて成功に至るのであり、結果として失敗した誠実な役員に対して責任を厳格に迫及することは必ずしも妥当とは言えないでしょう。しかし、そもそも役員には、善良なる管理者の注意をもって誠実に JHF の財産を守る義務があります。この注意義務に反した役員は、その結果について自らが責任を負わなければなりません。したがって、自らの行為の結果である JHF の損失を今後のフライヤー会員からの会費をもってのみ補填しようとする態度・行為を、私達は断じて認めるわけには行きません。なぜなら、自分の責任を他人に転嫁するような態度・行為は、JHF の財産を守るべき役員（理事・監事）の義務に背くことになるだけでなく、フライヤーの自己責任原則を標榜する JHF の代表としての基本的な心構えにももたらすことだと考えるからです。

よって、上記の提案事項について審議し決定することが是非とも必要と考えるに至った次第です。

以上

2004年度 JHF 人件費明細と処理科目

No	氏名	年収	科 目				委員会費				
			管理費	技能証	事業費 会員証	共済会	安全性	教習検定	普及事業費	広報出版	
1	A	5,989,480	5,989,480								
2	B	5,616,560	2,246,624	842,484	842,484	1,684,968					
3	A	1,310,800	1,048,640			262,160					
4	B	1,116,360	1,116,360								
5	A	1,226,920		613,460	613,460						
6	B	1,157,900		347,370	578,950	231,580					
7	A	1,490,269									1,490,269
8	B	427,820	427,820								
	小計	18,336,109	10,828,924	1,803,314	2,034,894	2,178,708					1,490,269

関 空 理 事 →
添 石 事 務 局 長 →

2005年度 JHF 人件費明細と処理科目

No	氏名	年収	科 目				委員会費				
			管理費	技能証	事業費 会員証	共済会	安全性	教習検定	普及事業費	広報出版	
1	A	6,000,000	2,500,000					1,500,000	1,500,000	500,000	
2	B	5,600,000	2,520,000	980,000	980,000	1,120,000					
3	A	1,300,000	1,105,000			195,000					
4	B	1,100,000	1,100,000								
5	A	1,150,000		575,000	575,000						
6	B	1,150,000		402,500	575,000	172,500					
7	A	1,200,000									1,200,000
8	B	退職									
	小計	17,500,000	7,225,000	1,957,500	2,130,000	1,487,500		1,500,000	1,500,000	500,000	1,200,000

2004年度(16/4/1~17/2/24)支払明細

支払日	アウトフィールド(共済会)	アウトフィールド(マヌーパ他)	内 容
16/4/8	706,860		共済会ご案内印刷・ポスター他
16/7/28	500,000		共済会ご案内刷増印刷代他 内払
16/8/4	587,842		共済会ご案内刷増印刷代他 残金
16/10/6	637,875		共済会パンフ印刷他
17/2/17		231,000	事故撲滅キャンペーンちらし印刷代
17/2/24		1,700,000	マヌーパキャンプ 精算残金
計	2,432,377	1,931,000	

JHF 共済会
第1回 理事会 議事録

2004年6月23日午後5時より、羽田空港ターミナルビル6階ギャラクシーホールに於いて、第1回理事会を開催した。

議事に入る前に、関谷氏より JHF 共済会総代会において役員として以下のものが選任された事を報告し、その詳細につき説明の上、踏ったところ、全員一致をもって承認された。尚、被選任者はこれを承諾した。

理事	下村 孝一	関谷 暢人	西ヶ谷 一志
	小林 秀彰	塩島 久	
監事	對馬 和也	岩間 雅彦	

これより関谷理事が議長となり、下記の議案について審議した。

Home アウトドア体験チケットとは チケットの購入方法 実施までの手順 必ずお読みください



有限会社アウトフィールド概要

所在地:	〒336-0015埼玉県さいたま市南区太田窪2-19-6
電話番号:	048-813-3003
FAX番号:	048-813-3004
E-mail:	info@xcjpn.com
設立:	1996年8月31日
代表者:	取締役社長 西ヶ谷 一志
従業員数:	7名
業務内容:	<ul style="list-style-type: none"> ■スカイスports専門誌「FLYAIR」(フライヤー) 編集・発行 ■スカイスportsエントリーマガジン「フライヤーになる本」 編集・発行 ■カイトボーディング専門誌「KITE BORDING BIBLE」(カイトボーディングバイブル) 編集・発行 ■アウトドア体験チケットの企画・運営
運営WEB:	www.xcjpn.com www.xcjpn.com/school/ www.tai-ken.com

Copyright (C) 2003 -2005 Outfield, Ltd. All rights reserved. 運営:有限会社アウトフィールド

不具合 問い合わせ システムに参加ご希望の業者様

件名: 定款変更についての事前相談

朝日会長/ 瀬戸副会長

事務局添石です。

4月20日(火)、午後15:00~14:00、文部科学省を訪問、担当官小川係長と定款変更について事前相談を行いましたので、ご報告申し上げます。

結論として、①名称の変更、②総会の回数変更については、承認の方向で申請できる感触を得ました。但し③役員選任条項改訂については、次の理由から、申請は難しい状況にあります。従って今回は、①②に絞って定款の変更申請を行いたいと思いますのでご承認をお願い致します。

関係常任理事
正副会長 だけに
左記内容を報告して
おいたほうが良いと
思います。
どうですか。①、②に
絞って申請ができれば
と思います。

①名称変更について
基本的に名称変更は好ましくないが、どうしても必要であれば、その合理性を証明する資料を提出すること。

- 【追加資料】
- 設立時になぜハンクにしたのか
- CIVLの正式名称(英語)
- 47都道府県連盟の名称
- フライヤー会員の比率(日本/世界)
- 日本語としての妥当性

②総会を年1回にすることについて
過去の総会開催実績
その費用は

③役員選任条項変更について
設立時に、13条第3項(理事は第4条に定めるこの法人の事業に関する営利を目的とする企業の役員であってはならない)を遵守するという誓約書を提出してもらっている。JHFは今後もアマチュアイズムに徹すべきではないかというコメントがありました。

これまで相談してきた、担当官(転勤)は、この誓約書の存在には言及しませんでした。しかしよく調べて見ると確かに一冊入ってありました。(別途faxします)

その他担当官からのコメント
業界関係者を理事にすると業界スクールの領域を侵犯することになるのではないかと。アマチュアイズムを確保したほうが、JHFの基盤を安定させることにつながるのでは。

業界関係者を理事にしたからといって、安全性が向上するとは思われない。学識経験者/女性フライヤーを活用しては。

業界の団体があってもよい。業界の団体がJHFと同じことをしたからといって、JHFと同様の信頼が得られるわけが無い。逆にJHFが選任規定を変えることによって信頼を失うことになりはしないか。100年のレンジで考えるべき。

役員改選については、もう一度総会に掛けるとして、今回は名称





JHFA発第95-023号

平成7年5月26日

文部大臣 与謝野馨殿

日本ハングライディング連盟

理事長 渡邊



役員を選任について

日本ハングライディング連盟は、社団法人許可申請にあたり、許可された後は、下記事項を遵守して連盟の健全なる経営に努めます。

記

1. 次期役員改選時以降は、定款13条第3項に基づく役員選出を行います。
2. 次期役員改選時以降は役員に学識経験者を加え、社団法人として公正な経営に努めます。
なお、今役員任期中であっても、本連盟の運営に必要な学識経験者がいれば、役員に加えるよう努めます。
3. 次期役員改選時以降は役員に女性を加え、社団法人として公正な経営に努めます。
なお、今役員任期中であっても、本連盟の運営に必要な女性がいれば、役員に加えるよう努めます。

以上